「しがプラスチックごみ削減行動宣言」実施事業者の募集について

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」(以下「協議会」という。)では、事業者、県民団体、行政が連携・協力して、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んできました。令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことを踏まえ、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用の推進および使い捨てプラスチック製品の使用の合理化を促進するため、県内の事業者から「しがプラスチックごみ削減行動宣言」を募集しています。

事業者の皆様におかれましては、廃棄物削減に向けて様々な御努力をいただいていることと存じますが、この機会に「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の実施についてご検討いただき、事業者・消費者・県民が一体となってプラスチックごみ削減の取組を推進できるようご協力をお願いいたします。

1 宣言の概要

この宣言は、これまで協議会で実施してきた「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」 について、新たにレジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組を盛り込んだ内容に改定したものです。 これからプラスチックごみ削減の取組をされる事業者様も、新たに宣言いただけます。

(1)対象者

- ・現レジ袋削減協定締結事業者
- ・これから取組をはじめる事業者(以下、「新規事業者」という。)

(2)取組内容(宣言記載事項)

- ①<u>レジ袋削減の取組(レジ袋無料配布禁止)</u>、<u>当該取組の定期報告</u>、 レジ袋収益金の地域等への還元【様式(1)参照】
- ②レジ袋以外の使い捨て(ワンウェイ)プラスチック容器包装・製品の削減の取組(使用の合理化) 【様式(2)参照】
- ③上記以外のプラスチック容器包装・製品の削減の取組【様式(3)参照】
- ※現協定締結事業者は、①の取組全てが必須事項です。
- ※新規事業者は、①の取組のうち、<u>レジ袋収益金の地域等への還元以外</u>の取組が必須事項です。 なお、レジ袋を配布していない事業者については、①の取組は記載不要です。

(3)宣言方法

申込書および宣言様式に必要事項を記載し、協議会事務局に、郵送・Eメール・FAX のいずれかの方法でご提出ください。様式は、滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/331073.html

(滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 廃棄物 > しがプラスチックごみ削減行動宣言について)

(4)公表等

御提出いただいた宣言を取りまとめ、県 HP で公表します。

2 宣言の提出先・問い合わせ先

滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会事務局(滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課)

住所: 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3477 FAX:077-528-4845 e-mail: df00530@pref.shiga.lg.jp